

仕 様 書  
(企画提案競技用)

1 件名

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）策定支援及び  
高齢者生活状況調査業務

2 業務目的

本業務は、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）」（以下「次期計画」という。）の策定にあたり、国及び東京都の動向のほか、西東京市（以下「市」という。）における高齢者の状況の把握や、市が取り組むべき課題の整理、今後の高齢者福祉施策の検討等の作業を支援することを目的とする。

3 契約期間

契約確定日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 履行場所

監督員の指定する場所

5 業務内容

（1）高齢者等実態調査の実施

次期計画の策定に先立ち、被保険者の状況やニーズ、及び介護サービス事業所や医療機関の実態等を把握するための高齢者等実態調査を実施する。調査内容は、第 9 期アンケート調査を基本としつつ、今後、国が示す調査方法等を参考に、市と協議の上決定する。

なお、「一般高齢者調査」、「事業者調査」及び「医療機関調査」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 5 号）に規定される「市町村認知症施策推進計画」の策定に向けた調査とする。

ア 調査件数（予定）

| 調査種別                               | 区分                                               | 件数      |
|------------------------------------|--------------------------------------------------|---------|
| a<br>介護予防・日常生活<br>圏域ニーズ調査<br>【国調査】 | 介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び<br>要支援認定を受けている第 1 号被保険者 (A) | 1,000 件 |
|                                    | 要介護（要支援）認定を受けていない第 1 号<br>被保険者 (B)               | 1,000 件 |
| b<br>在宅介護実態調査<br>【国調査】             | 在宅で生活している要介護（要支援）認定を<br>受けている第 1 号被保険者           | 1,000 件 |
| c                                  | 要介護（要支援）認定を受けていない第 1 号                           | 1,000 件 |

|                      |                   |       |
|----------------------|-------------------|-------|
| 一般高齢者調査<br>【市調査】     | 被保険者（B）で抽出した者を除く） |       |
| d<br>事業者調査<br>【市調査】  | 市内の介護サービス事業所      | 100 件 |
| e<br>医療機関調査<br>【市調査】 | 市内の医療機関           | 200 件 |

## イ 調査方法

- ・ a、b、c の調査票については、郵送による送付・回収の方法で行う。
- ・ d、e の調査票については、市が電子メール又は L o G o フォームによる送付・回収の方法で行い、回答データを回収・集約し、受注者に送付する。
- ・ a、b、c の調査票については、上記アの区分が判別できる方法（区分別に色紙とする等）で、無記名回答とする。

### ① 調査票の発送

- ・ a、b、c の調査票については、発送用及び返信用封筒の作成、封入・封緘、宛名ラベルの作成・貼付、発送・回収（郵送料受注者負担）等の作業を行う。なお、送付対象者の抽出は、市が行う。
- ・ a、b、c の調査票回収締切日前後で、礼状兼督促状を対象者全員に郵送する。

### ② 集計及び分析

- ・ 調査結果の集計（単純集計、属性（年齢・住所別等）クロス集計、その他必要に応じて設問間クロス集計等）及び結果分析・考察を行い、報告書（6「成果品」参照）を作成する。
- ・ a（A）と b の調査結果を、地域包括ケア「見える化」システムに入力する。

## （2）高齢者生活状況調査の実施

次期計画の策定に先立ち、後期高齢者の生活状況等を把握するための高齢者生活状況調査を実施する。調査内容は、令和3年度高齢者生活状況調査結果を基本としつつ、市と協議の上決定する。

ア 調査件数（予定）

| 調査種別           | 区分                     | 件数       |
|----------------|------------------------|----------|
| 高齢者生活状況調査【市調査】 | 要介護（要支援）認定を受けていない後期高齢者 | 18,000 件 |

イ 調査方法

- ・調査票については、郵送による送付・回収の方法で行う。
- ・調査票については、記名回答とする。

① 調査票の発送

- ・調査票については、発送用及び返信用封筒の作成、封入・封緘、宛名ラベルの作成・貼付、発送・回収（郵送料受注者負担）等の作業を行う。  
なお、送付対象者の抽出は、市が行う。
- ・調査票回収締切日前後で、礼状兼督促状を対象者全員に郵送する。

② 集計及び分析

- ・調査結果の集計（単純集計、属性（年齢・住所別等）クロス集計、その他必要に応じて設問間クロス集計等）及び結果分析・考察を行い、報告書（6「成果品」参照）を作成する。
- ・調査結果は、市全域のほか、民生委員の訪問活動等に資するため、住所町別の集計・分析・考察を行う。

- （3）第1号被保険者数や高齢者世帯数、認知症高齢者数等の将来推計、その他次期計画の策定のために必要と認められる各種資料の作成

6 成果品

受注者は、契約期間の満了日までに、次に掲げるものを成果品として納品しなければならない。なお、成果品の著作権は、市に帰属するものとする。

（1）高齢者等実態調査報告書 100 部

（A4版、左横無線綴じ、表紙特厚口、1色刷り、200ページ程度）

（2）高齢者等実態調査結果データCD 2組

（ケース収納、ラベルに件名表示、PDFファイル及びMicrosoft Word形式）

（3）高齢者生活状況調査報告書 200 部

（A4版、左横無線綴じ、表紙特厚口、1色刷り、100ページ程度）

（4）高齢者生活状況調査結果データCD 2組

（ケース収納、ラベルに件名表示、PDFファイル及びMicrosoft Word形式）

## 7 成果品検査

成果品については、完成及び内容確認後、速やかに納品すること。受注者は、本業務完了後、本市の検査を受けるものとし、検査の結果、本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る費用は受注者が負担するものとする。

## 8 委託料の支払い

市は、本業務の完了確認後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して 30 日以内に一括して委託料を支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、次期計画の策定に係る国の法制度等に熟知し、調査・計画策定の実績を有する研究員 2 人以上を確保し、正副担当者とする。
- (2) 受注者は、業務工程表を作成し、作業の進捗状況を 1 か月ごとに市に報告するとともに、市の指示に速やかに従うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と受注者の協議により決定するものとし、その他不明な点は、市の指示によるものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (5) 受注者は、本業務の実施にあたっては、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。業務終了後においても、同様とする。